

品質管理システム概要書 (2020年 8月 31日現在)

監査事務所名 双葉監査法人

代表者名 菅野 豊

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人では、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に準拠し、品質管理に関する方針及び手続を定めている。品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うことを品質管理規程において明確にしている。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスクに関する品質管理の責任者は品質管理担当者としている。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理の遵守

- ① 当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めている。
- ② 監査責任者は、上記規定を遵守するとともに、監査業務の各局面において監査チームのメンバーがこれらを遵守していることを確かめることとしている。

(2) 独立性の保持

当監査法人では、倫理規則等に定める独立性に関する規定を遵守するほか、品質管理規程に独立性保持に関する事項を定め、独立性に関する確認書の徴取、情報の収集及び伝達、大会社等にかかる監査業務のローテーション等を通じて、当監査法人及び専門要員がこれらの規定を遵守することを合理的に確保している。

(3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に基づいて、ローテーションの方針及び手続にかかる規程として品質管理規程を定めており、当該規程において、監査責任者及び審査担当者に対し、公認会計士法に定める大会社等の監査業務については、職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付けている。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

- ① 当監査法人では、監査契約の新規締結及び更新にあたり、当該監査業務に適した能力・経験を有する専門要員の確保の状況等、関与先の誠実性、及び当監査法人が倫理規則等を遵守できるか、等の観点から、その可否の判断を行っている。
- ② 監査責任者は、監査契約の新規締結及び更新が上記方針と手続に従って適切に行われていることを確かめ、その判断に影響を及ぼす情報がある場合は、監査法人に伝達することとしている。
(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、監査責任者は当該手続が適切に行われていることを確かめることにしている。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

- ① 当監査法人では、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する規程を設け、監査業務の質を合理的に確保するために必要な適性、能力及び経験を備えた専門要員を十分に確保することとしている。
- ② 監査責任者は、監査責任者及び監査チームのメンバーが、当該監査業務に必要な能力、適性、経験及び独立性を保持し、十分な時間を確保できることを確かめることとしている。
(不正リスクへの対応)

当法人は、専門要員に不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供し、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査責任者は専門要員の不正に関する知識及び能力の程度を考慮することとしている。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

- ① 当監査法人では、品質管理規程に監査業務の実施に関する規定を定めるほか、監査マニュアル及び関与先毎の監査計画書・監査手続書を定めることにより、監査業務の質を合理的に確保することとしている。
- ② 監査責任者は、上記各規程を遵守し、監査チームのメンバーに対し適切な指示・監督を行い、査閲により監査調書が適切に作成されていることを確かめることとしている。
(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について監査責任者は不正リスクに適切に対応できるように監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負うことにしている。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達し、監査責任者はそれを確かめなければならないことにしている。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

① 当監査法人では、品質管理規程に、専門的な見解の問合せに関する規定を定め、監査責任者がこれを遵守していることを確かめている。

② 監査責任者は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、上記規定を遵守して適切に専門的な見解の問合せを実施することとしている。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について不正による重要な虚偽表示の示唆及び疑義がある場合、監査責任者は適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討する責任を負うことにしている。

(3) 審査の方針及び手続

① 当監査法人では、品質管理規程に監査業務の審査に関する規定を定めるほか、審査規則及び審査実施要領を定め、これらの規定に従って適切な審査が行われていることを確かめている。

② 監査責任者は、上記規程に従って監査業務に係る審査を受け、その内容及び結論を文書化することとしている。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は不正による重要な虚偽表示の疑義の有無を判断し、疑義がある場合、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討しなければならないことにしている。なお、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、それに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任し、必要に応じて追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施し、また監査責任者は当法人の定める方針及び手続に従って審査担当者が選任されていることを確かめることにしている。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人では、品質管理規程に、監査上の判断の相違に関する規定を定め、監査責任者がこの規定に従って判断の相違を適切に解決しない限り、監査報告書を発行しないこととしている。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理、監査調書の保存及び廃棄に関する方針及び手続を次のとおり定めている。

① 監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめること。

② 監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の安全性等を合理的に確保すること。

③ 監査調書は10年間保存し、保存年限が到来したものは被監査会社のリスク等を勘案の上、速やかに適切な手続をとること。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分である

とともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めている。当該プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価を含めている。評価には監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに1つの完了した監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を含めている。

- ① 日常的監視は、新たに公表された法令等の品質管理のシステムへの反映の状況、独立性の保持のための方針及び手続への遵守についての確認状況、継続的な職業的専門家としての能力開発状況、監査契約の新規の締結及び更新状況等を対象としている。
- ② 定期的な検証は、循環的に実施し、検証のサイクルは、通常3年を超えない期間としている。また、定期的な検証を行う担当者を選任する場合には、その監査業務の実施及び審査に関与しない者を選任することとしている。

監査責任者は、社員会から伝達された、品質管理のシステムの監視の結果に関する最新の情報、及び当該情報で指摘された不備が担当する監査業務に影響を与えることがあるかどうかを考慮している。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正リスクの対応状況を定期的な検証により以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることにしている。

- ・ 監査契約の新規の締結及び更新
- ・ 不正に関する教育・訓練
- ・ 業務の実施
- ・ 監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理担当責任者は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、これが以下のいずれかの場合に該当するかを判断している。

- ① 監査業務が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して実施され、かつ、発行する監査報告書が適切であることを合理的に確保する上で、品質管理のシステムが不十分であることを必ずしも示していない事例。
- ② 速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備。

品質管理担当責任者は、監査責任者並びに他の適切な者に対して、発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達することとしている。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、以下の事項に関して、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めている。この方針及び手続の一部として、当監査法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めてい

る。

- ① 当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て
- ② 当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て
- ③ 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て
(不正リスクへの対応)

当法人は不正リスク対応基準が適用される監査業務について内外から寄せられた不正リスク情報を受付け、監査責任者へ適時に伝達することになっている。また監査責任者は当該情報の検討した内容を品質管理責任者に文書で報告することになっている。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」に準拠して、監査人の交代における監査業務の引継ぎについての方針及び手続を定めている。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査チームが実施した引継ぎの状況について品質管理責任者に報告し、監査責任者は当該報告が行われていることを確かめることにしている。

8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人では、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針と手続を定め、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに必要なに応じて監査業務の実施の過程において確かめている。

監査責任者は、上記の方針と手続に従って他の監査事務所の品質管理のシステムに関して確認した内容及び結論を監査調書に記録し、保存している。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続
該当事項なし。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。